

犯罪被害に遭った従業員への配慮について 相談したい

犯罪被害者総合相談事業

事業者として、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性について理解を深める取組を支援するとともに、雇用する犯罪被害者等が受けた被害の回復若しくは軽減、又はその被害に係る法的手続に適切に関与できるよう支援します。

対象者

福岡県内にあるすべての事業者です。

内 容

■ 犯罪被害者総合相談事業

①事業者に対して、犯罪被害者等^(※)が置かれている状況及び犯罪被害者等に対する支援の必要性の理解促進をはじめとした、職場における二次的被害を防ぐための支援を行います。

②犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むため、犯罪被害者等の立場に配慮した適切、かつ、きめ細やかな支援を途切れなく提供します。

※犯罪被害者等…犯罪等により被害を受けた方及びその家族又は遺族

活用方法

詳しくは、下記にお問い合わせください。

■ 福岡犯罪被害者総合サポートセンター

連絡先：(福 岡)092-409-1356

(北九州)093-582-2796

(筑 後)0942-39-4416

(筑 豊)0948-28-5759

お問い合わせ先

福岡県人づくり・県民生活部生活安全課 性暴力・犯罪被害対策係

TEL：092-289-9395 FAX：092-289-9397

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/life/1/2/10/>

